

負担限度額認定申請の変更内容のお知らせ

施設における居住費、食費の平均的な費用を勘案して定められる「基準費用額」の中の「居住費」と介護保険負担限度額における所得の状況が、令和7年8月1日から一部変更になります。
変更内容をご確認の上、申請してください。

変更内容

- (1) 基準費用額（日額）
※Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。

【令和7年7月まで】				【令和7年8月から】			
			基準費用額 (日額)				基準費用額 (日額)
食費			1,445円	食費			1,445円
居 住 費	多床室	特養等	915円	居 住 費	多床室	特養等	915円
		老健・医療院等	437円			一部の老健・医療院(※)	697円
						上記以外の老健・医療院等	437円
	従来型個室	特養等	1,231円		従来型個室	特養等	1,231円
		老健・医療院等	1,728円			老健・医療院等	1,728円
	ユニット型個室的多床室		1,728円		ユニット型個室的多床室		1,728円
	ユニット型個室		2,066円		ユニット型個室		2,066円

- (2) 利用者負担段階・所得状況
※80万円→80万9千円に変更されます【令和7年8月から】

【負担限度額料金表】（1日当たり）				居住費					食 費	
			預貯金等の資産の基準	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護受給者口		要件なし	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
	・老齢福祉年金受給者		単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下							
第2 段階	世帯 全員が 住民税 非課税	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方		880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3 段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が80万9千円を超え、120万円以下の方		1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3 段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が120万円を超える方		1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円

【 問合せ先 】
福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
電話：03-3546-5378